

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の理由

市街地の建築物の防火・耐震化改修を促進するため、市街地延焼火災の抑制効果及び建替えが進まない地域の改修機運の向上を図り、主要生活道路沿道の建物を中心とした集中的な整備及び市街地の難燃化を高める整備を推進する。

2 改正内容

(1) 助成対象区域の拡大

助成対象区域の拡大を図るため、不燃化促進区域内に限定している助成対象区域を不燃化促進区域外においても指定することができることとする。

(2) 加算助成措置

区長が特に必要があると認める場合において、助成額に加算することができることとする。

加算助成の対象及び金額は、墨田区規則で定める。

(3) 助成回数の特例措置

区長が特に必要があると認める場合において、同一建築物に対し1回までとしている助成回数を2回とすることができることとする。

助成回数を2回とする場合の基準は、墨田区規則で定める。

3 施行期日

平成27年1月1日